

平成28年 No.29

○東京学芸大学客員教授等選考規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

選考委員会の開催について、センターの選考委員会を開催するときは、当該センターの運営委員会に報告するものとするため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成28年 5 月11日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成28年 5 月12日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成28年規程第21号

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学客員教授等選考規程（平成 9 年規程第 5 号）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部改正について

改正理由：選考委員会の開催について、センターの選考委員会を開催するときは、当該センターの運営委員会に報告するものとするため、
所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
[省略] (選考委員会の構成) 第6条 各学系の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 当該学系長 (2) 当該分野の教授 1名 (3) 当該学系に所属する教授 6名 2 センターの選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 総合教育科学系長（ただし、理科教員高度支援センターにあっては、自然科学系長） (2) 当該センターの長 (3) 当該センターの運営委員会委員である教授 6名 3 第1項第2号の規定にかかわらず、当該分野に所属する教授を欠くとき、又 はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、准教授を もって委員とすることができる。 [省略] (選考委員会の開催) 第8条 第6条第1項の選考委員会を開催するときは、当該学系長は、日時、	[省略] (選考委員会の構成) 第6条 各学系の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 当該学系長 (2) 当該分野の教授 1名 (3) 当該学系に所属する教授 6名 2 センターの選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 総合教育科学系長（ただし、理科教員高度支援センターにあっては、自然科学系長） (2) 当該センターの長 (3) 当該センターの運営委員会委員である教授 6名 3 第1項第2号の規定にかかわらず、当該分野に所属する教授を欠くとき、又 はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、准教授を もって委員とすることができる。 [省略] (選考委員会の開催) 第8条 第6条第1項及び第2項の選考委員会を開催するときは、当該学系長

場所及び委員名を教授会に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。

2 第6条第2項の選考委員会を開催するときは、総合教育科学系長（理科教員高度支援センターにあつては、自然科学系長。以下同じ。）は、日時、場所及び委員名を当該センターの運営委員会に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。

〔省略〕

附 則

この規程は平成28年5月12日から施行する。

（センターにあつては、総合教育科学系長をいう。以下同じ。）は、日時、場所及び委員名を教授会（センターにあつては、総合教育科学系教授会（ただし、理科教員高度支援センターにあつては、自然科学系教授会。）及び当該センターの運営委員会）に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。